

検証項目 Ⅰ

大項目		1		民営化実施に係る背景の整理	
小項目		1		民営化実施に至る過程の整理	
評価（検証）の視点			検証		関連資料
ア	公立保育所の民営化を進めることになった背景、公立保育所民営化実施計画の整理	民営化実施計画策定に至る経緯・状況の整理	ア	<p>【平成23年（2001年）8月～平成24年（2002年）2月】</p> <p>行財政改革に取り組むため、「行政の維新プロジェクト 改革の工程」において、市の事業を見直す考え方を打ち出し、簡素で効果的・効率的な行政運営を目指すため、事業見直し会議において公立保育所を5園程度民営化することとした。</p> <p>政策会議において、公立保育所のアウトソーシング推進に取り組むことを意思決定した。その後、行政改革推進本部において、アウトソーシング推進計画を策定し、公立保育所5園を民営化することを決定した。<u>同計画が策定されたことで具体的な民営化園の選定、民営化手法等の検討段階に進んだ。</u></p>	<p>&lt;追加資料1&gt; 吹田市公立保育所民営化実施計画策定に係る経緯</p>
			民	<p>【平成24年（2002年）6月～平成25年（2003年）9月】</p> <p>公立保育所のあり方懇談会を開催し、今後の公立保育所の運営のあり方等について意見聴取を行った。</p> <p>吹田市公立保育所民営化外部アドバイザー会議において、民営化園決定の考え方に対して意見聴取を行った。吹田市公立保育所民営化庁内検討会議で吹田市公立保育所民営化実施計画案を策定した。その後、政策会議において、吹田市公立保育所民営化実施計画を政策決定し、公立保育所5園を民営化する目的、考え方、時期、手法等を具体化した。</p>	<p>&lt;追加資料2&gt; 吹田市アウトソーシング推進計画</p> <p>【資料3】 吹田市公立保育所民営化実施計画(P5～14)</p>
			計	<p>【平成26年度（2004年度）・平成27年度（2005年度）】</p> <p>民営化を慎重に進めるため移管時期を変更した。その後、保護者の不安を解消するため、民営化の時期を再度変更した。</p> <p>【平成28年度（2006年度）】</p> <p>保育ニーズの高まり等による情勢の変化を踏まえ、民営化の目的を財政健全化から保育環境の継続的な維持・充実に見直し、吹田市公立保育所民営化実施計画の前文を書き換えた。</p>	<p>&lt;追加資料3&gt; 吹田市公立保育所民営化実施計画の改訂内容</p>
イ	計画策定と保護者への説明	保護者の理解を得るため、丁寧に説明を実施していたか	<p>民営化対象園の選定後に保護者説明会を各園で8～15回開催したが、保護者の理解を得るために苦慮した。保護者からの主な意見は、「民営化について納得のできる説明をしてほしい」、「移管後に保育の質が確保されるのか懸念がある」などが多くあった。<u>保護者と日程調整などを行い、説明会を開催して説明に尽力したが、民営化に伴う影響や具体的なメリットなどを示すことが難しかった。</u></p>	<p>&lt;追加資料4&gt; 公立保育所民営化に係る説明会の開催状況及び主な意見</p> <p>&lt;補足資料1&gt; 民営化園保護者への説明方法等</p> <p>&lt;補足資料2&gt; 民営化園保護者説明会等の開催状況</p>	



検証項目 II

大項目	II	計画等に基づく進捗状況の検証		
小項目	2	民営化の進め方に係る検証		
評価（検証）の視点		検証	関連資料	
ウ	移管先事業者の公募における、移管条件と事業者の応募状況	<p>応募資格・要件</p>	<p>(ア) 移管に伴う保育環境の変化を最小限にして、保護者や園児に不安が生じることのないようにするため、移管条件等を定めて公募を行った。<u>条件は事業者にとって厳しいものであったが、保育の円滑な引継ぎのために必要な人員体制等を変えることはなかった。</u></p> <p>(イ) 本市の保育状況の把握や運営時の緊急対応などの面を考慮し、まずは本市の事業者の応募を優先とするが、応募がない場合は北摂地域の事業者の応募を認めるなど、状況に応じた応募資格の設定を行った。</p> <p>(ウ) 3年以上、保育所等を運営する学校法人及び社会福祉法人を要件にした結果、事業者の応募はあったが、少数にとどまった。<u>選定は絶対評価であり基準点をクリアしていることが条件であったが、選択肢が少なくなったことは課題であった。</u></p> <p>(エ) <u>2年目の選定から次点事業者枠を設定したことや、同時に2園の公募条件を検討する選定委員会の運営方法については、より保護者の意見を取り入れる方法を検討する余地があった。</u></p> <p>(オ) 民営化後の安定的な運営を継続させるため、建物等の無償譲渡、三者懇談会での調整、1年間の合同保育、1年間の引継ぎ保育、10年間の用地使用料助成、福祉サービス第三者評価受審などの条件設定を行った。</p>	<p>【資料5】 吹田市民営化保育所移管先募集要領(P17~24)</p> <p>&lt;追加資料5&gt; 吹田市民営化保育所移管先事業者募集の概要及び応募状況</p>
	移管後の運営に関して必要な条件（保育所運営に関する条件）	<p>移管後の運営に関して必要な条件（保育所運営に関する条件）</p>	<p>(ア) 移管後における保育内容等の継続性を担保するため、保育所運営に関する条件を設定した。また、公立保育所の保育内容、運営に係る要点を参考資料に取りまとめた。</p> <p>(イ) 待機児童が多い中、保育施設が増えて保育士不足が生じていた時期であり、移管前の合同保育職員の派遣、専任看護師の配置などの条件により、人材確保が負担となっていたとの話が事業者からあった。<u>結果として、人員配置に係る条件は変更することはなかったが、事業者の尽力により条件を満たす人員配置がなされた。</u></p>	<p>&lt;追加資料6&gt; 保育所運営に関する条件</p> <p>&lt;追加資料7&gt; 吹田市立保育園の保育内容及び運営について</p> <p>&lt;補足資料3&gt; 移管後の職員体制</p>
	選定方法	<p>選定方法</p>	<p>(ア) 選定委員会の構成については、専門的知見だけでなく、直接的に保護者の意見も取り入れることのできる構成とした。<u>保護者委員2名であり積極的な発言をされたこと、専門的な知見を持つ委員の助言などにより、委員会が有意義に進んだ。</u></p> <p>(イ) 選定過程においては、応募事業者の運営する保育施設の見学を行い、実際の保育の様子を確認することで、書面だけでなく実地を踏まえた選定を行った。</p> <p>(ウ) 事業主体としての継続性及び安定性に関する審査項目だけでなく、保育内容の継続性等を審査するための項目を設定した。</p> <p>(エ) 採点においては、最低基準点を設定し、一定水準以上の資質を持つ事業者を選定した。</p>	<p>&lt;追加資料8&gt; 吹田市民営化保育所移管先選定委員会の委員構成及び開催状況</p> <p>&lt;追加資料9&gt; 移管先事業者の審査方法</p>



大項目		II	計画等に基づく進捗状況の検証	
小項目		2	民営化の進め方に係る検証	
評価（検証）の視点			検証	関連資料
エ	保護者、移管先事業者、市による調整及び情報共有の状況	情報公開、情報共有	<p>(ア) 三者懇談会を開催して、移管後の保育の質の確保や継続性などの保護者の質問に回答し、保護者の不安の解消に努めた。また、三者懇談会開催前後にはアンケートを行い、保護者意見の集約を進め、民営化の進捗状況等の概要や三者懇談会の議事要録を保護者全員に配付し、情報共有に努めた。しかしながら、保護者アンケートの結果では、民営化の進め方に係る満足度は低く（「満足」、「やや満足」を合わせて33%）、引継ぎ期間が短いという意見や、民営化についての説明が不十分であるとの意見も出された。毎年度入園する園児の保護者には民営化の概要が分かりにくい部分があったことや、民営化の進捗状況が見えにくい部分があった。</p> <p>(イ) 移管後も三者懇談会を開催し、移管後の保育の状況や保護者の意見を確認した。</p> <p>(ウ) 合同保育前から、移管先事業者と民営化園の職員が保育内容等の情報共有を図る会議を行い、また、運動会などの行事を相互に見学し、保育内容の情報共有・認識共有を進めた。</p> <p>(エ) 移管先事業者が運営する保育園の見学会や給食試食会を開催し、保護者が保育内容及び給食内容を実際に確認する機会が持たれ、保護者の不安の解消につながった。</p> <p>(オ) 移管後は、園において保護者と事業者の2者間で話す機会が多くなることで、三者懇談会の他に、調整や情報共有が行われる機会が増えた。</p> <p>(カ) 三者懇談会で情報共有を図ったが、保育の実践においては、保護者、事業者、市の認識のすり合わせに労力を要した。</p>	<p>&lt;追加資料10&gt; 三者懇談会の開催状況及び主な内容</p> <p>&lt;追加資料11&gt; 民営化ニュースの発行状況及び主な掲載内容</p> <p>&lt;追加資料12&gt; 民営化通信の発行状況及び主な掲載内容</p> <p><b>【資料16】</b> 民営化に係る保護者アンケート結果報告書 (P61~66)</p> <p>&lt;追加資料13&gt; 2園会議の開催状況及び協議内容</p> <p>&lt;追加資料14&gt; 見学会等の実施状況</p>



オ	引継ぎ（合同保育及び引継ぎ保育）実施状況	円滑な移管に向けた準備	合同保育	<p>(ア) 移管先事業者の担当保育士が毎日参加することで、公立保育所の保育内容、取組についての引継ぎが適切に進んだ。また、移管先事業者の職員と保護者が直接会う機会を設け、園児や家庭の状況を共有した。</p> <p>(イ) 移管前の3か月間は各クラスの担任予定者が合同保育に参加し、保育の引継ぎと保護者との関係構築を行うことができたが、年度途中から職員を派遣するため移管先事業者は合同保育前から職員確保を進める必要が生じ、市が合同保育に参加する移管先事業者の職員に係る人件費の一部を補助したものの、負担が生じた。</p> <p>(ウ) 合同保育実施前にも、移管先事業者と公立保育所の職員による会議を重ねた。</p> <p>(エ) 合同保育の状況について、定期的に三者懇談会を開催して報告し、保護者との情報共有に努めた。</p> <p>(オ) 新型コロナウイルス感染症対策により、令和2年度以降は例年の取組ができていない中、行事等を引き継ぐことの困難さがあった。</p> <p>(カ) 個別具体的な保育内容を全て網羅することは難しく、引継ぎ時に詳細な説明が必要となった。</p>	<p>&lt;追加資料15&gt; 合同保育及び引継ぎ保育のスケジュール</p> <p>&lt;追加資料16&gt; 合同保育の概要及び実施状況</p>
			引継ぎ保育	<p>(ア) 移管後も一定期間公立保育所の職員が残ることで、移管後に園の職員が入れ代わることに伴う園児及び保護者の不安に対応した。</p> <p>(イ) 移管先事業者が新たに配置する職員に対し、保育内容の引継ぎを行うことにより、フォローを行った。</p> <p>(ウ) 引継ぎ保育の状況について、定期的に三者懇談会を開催するなどして報告し、保護者との情報共有に努めた。</p> <p>(エ) <u>令和2年度（2010年度）からの新型コロナウイルス感染症対策により、通常の保育活動ができなかったことや、三者懇談会等も制限があった。Zoom会議や電子ツールでの連絡やアンケートなどで代替対応を行った。</u></p>	<p>&lt;追加資料15&gt; 合同保育及び引継ぎ保育のスケジュール</p> <p>&lt;追加資料17&gt; 引継ぎ保育の概要及び実施状況</p>



大項目	II	計画等に基づく進捗状況の検証	
小項目	3	民営化実施計画、移管先募集要領に係る実施状況	
評価（検証）の視点		検証	関連資料
カ	移管条件に係る実施状況（園児数、園運営、保育体制、発達支援保育、子育て支援事業への取り組み状況等）	民営化園全体についての実施状況	<p>(ア) 民営化後の保育所運営に関する条件については、各民営化園において条件どおり実施できている。各園ともに保育所保育指針に基づいて保育課程を組み、保育に取り組まれており、園外保育・食育の充実や保護者との情報共有アプリの導入など、独自の取組も始まっている。移管条件を満たすために事業者が継続的な努力を行っているが、人事異動などにより職員体制等に違いが生じることもあった。</p> <p>(イ) 移管後は機械警備や防犯カメラ、食器洗い洗浄機の導入などの機械化が進み効率化が図られた。</p> <p>(ウ) 各民営化園ともに、臨時雇用員（会計年度任用職員）の雇用に積極的に取り組んだ結果、民営化後も一定の人数が就労することとなり、園児及び保護者の不安の解消につながった。臨時雇用員の採用条件については公私間の違いがあった。</p> <p>(エ) 専任の看護師の配置については、保育の引継ぎをしたうえで、移管先事業者の中で看護師の必要性や業務内容を再構築することが必要だった。</p> <p>(オ) 発達支援保育の実施は引き継がれているが、近年は多様な事業の活用により発達支援保育の利用者は減少している。</p> <p>(カ) 地域子育て支援事業は、民営化直後は園の教育・保育事業、園運営に注力しているため、本格的な実施は難しかったが、2年目以降は、1年を通し補助事業として様々なメニューで取り組んでいる。</p> <p>(キ) 公立保育所では保育内容等についてのマニュアルが作成されていたが、具体的に実践するに際しては、移管後の各園においてマニュアルが作成され運営されている。</p> <p>(ク) 保育所建物等の無償譲渡、移管先決定後から三者懇談会を開催し調整を進めること、移管前1年間の合同保育の実施、移管後1年間の引継ぎ保育の実施、10年間の用地使用料の助成等については、募集要領に記載のとおり実施している。</p> <p>【資料13】 移管条件の実施状況(P51)（修正）  &lt;追加資料18&gt; 民営化園及び公立保育施設の保育課程</p> <p>&lt;追加資料19&gt; 民営化園の移行経過</p>



検証項目 III

大項目		III	保育の内容等に係る評価	
小項目		4	保護者による評価	
評価（検証）の視点			検証	関連資料
キ	保育に係る保護者の満足度等の確認（保護者アンケートの保育内容、年間行事、給食等）	民営化の満足度、民営化の進め方に係る課題	<p>(ア) 移管の1年後までに保護者全員を対象としてアンケートを実施し、回答率は平均71%であり、民営化に対する関心は高かった。</p> <p>(イ) 保護者アンケート結果では、移管後の保育内容に関する満足度は概ね高く（「満足」、「やや満足」を合わせて67%、「ふつう」も含めると88%）、特に給食や年間行事は高い水準（「満足」、「やや満足」を合わせて、給食は79%、年間行事は68%）となっている。一方で、民営化前後の市の対応に係る満足度が低く、分かりやすい説明を行うなど、改善の余地があった。</p> <p>(ウ) 教育・保育の無償化や物価高による影響により、給食費が変更となっているが、メニューの充実や食育の観点からの取組も評価されている。</p> <p>(エ) オンライン写真販売、メール連絡などの民間のノウハウを取り入れた新システムの導入がされ、保護者の利便性の向上が図られた。</p> <p>(オ) 新たな保護者負担が必要な場合は、園から保護者に説明を行ったうえで進めている。</p>	<p>【資料16】 民営化に係る保護者アンケート結果報告書(P61~66)</p> <p>&lt;追加資料20&gt; 民営化に係る保護者アンケートの実施結果</p> <p>&lt;追加資料21&gt; 保護者アンケートの自由記載欄の御意見（民営化経験者）</p> <p>&lt;追加資料22&gt; 民営化園の給食費（3歳以上児・月額）の変遷</p> <p>&lt;補足資料4&gt; 民営化に係る保護者アンケート実施年度及びアンケート項目</p> <p>&lt;補足資料5&gt; 民営化に係る保護者アンケート（5園合計）項目別分析グラフ</p>
小項目		5	福祉サービス第三者評価	
評価（検証）の視点			検証	関連資料
ク	福祉サービス第三者評価結果報告書による評価結果（保育内容等）	評価結果	<p>(ア) 各民営化園では、移管後に福祉サービス第三者評価の受審をして、結果を公表されており（岸部保育園は令和6年度に受審予定）、移管後の保育所運営の状況について、園児や保護者に丁寧に対応し、信頼関係が構築されているとの評価が出ている。一方で、施設の老朽化に伴う安全面への指摘がなされている。</p> <p>(イ) 受審に際して、公定価格を上回る事業者の費用負担に対して市が助成をすることにより、全園で実施され、園運営上の保育内容の確認と情報開示がなされた。</p> <p>(ウ) 受審にあたっては一定の事務負担を伴うことや新型コロナウイルス感染症の影響などから、受審は移管後の保育体制が落ち着いた時期での実施となった。</p>	<p>&lt;追加資料23&gt; 福祉サービス第三者評価結果の状況</p> <p>【資料18】 福祉サービス第三者評価結果報告書総評(P69~78)</p>

